

大和市告示第117号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年5月16日

大和市長 大木 哲

### 大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成21年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条を次のように改める。

（対象講座）

第3条 この事業の対象講座は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2の規定による教育訓練給付金の指定教育訓練講座又はそれに準ずるものとして市長が地域の実情に応じて対象とする講座とする。

第4条第1項を次のように改める。

訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない対象者 当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が200,000円を超えるときは200,000円とし、12,000円を超えないときは訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 前号の対象者以外の対象者 前号の規定により算定した額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額 第8条を削る。

第7条第1項中「訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に、「対象教育訓練」を「対象講座」に改め、同条第2項中「受講者」を「申請者」に改め、同条第3項第1号から第3号までの規定中「対象者」を「申請者」に改め、同項第5号及び第6号中「受講者」を「申請者」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 一般教育訓練給付金が支給されている場合は、住所又は居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書

第7条第4項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第8条とする。

第6条第3項第1号中「対象者」を「申請者」に改め、同項第2号中「第2条第5号」を「第2条第4号」に、「対象者」を「申請者」に、「この要綱による事業の利用」を「対象講座の受講」に改め、同項第3号中「訓練給付金の支給を受けようとする者」を「申請者」に、「教育訓練給付制度」を「一般教育訓練給付金」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「教育訓練給付金支給要件回答書」を「教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「訓練給付金を受けようとする者」を「申請者」に、「教育訓練講座」を「受講対象講座」に改め、同項第2号及び第3号中「申請をした者」を「申請者」に改め、同条第2項中「通学制」の次に「の講座」を加え、「対象教育訓練」を「対象講座」に、「教育訓練の場合」を「の講座の場合」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

#### （教育訓練経費）

第5条 教育訓練経費は、対象者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する次に掲げる経費とし、その支払方法（一括払、分割払等）は問わないものとする。

- (1) 対象講座の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付した入学金又は登録料
- (2) 受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。）
- (3) 前2号に掲げる費用に係る消費税及び地方消費税

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、教育訓練経費の対象としない。

- (1) 対象講座以外の検定試験の受講料
- (2) 受講に必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 対象講座の補講費
- (4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の機材購入費
- (7) 教育訓練に係る入学金及び受講料について、クレジットカードの利用等クレジット会社をして支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払手数料
- (8) 訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学金又は受講料

第9条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第3項」を「第8条第3項」に改める。

別表関係条文の欄中「第5条」を「第6条」に、「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、一般教育訓練に係る教育訓練給付金を受給することができる者であって、平成29年4月1日からこの要綱の施行の日前までの間に対象講座の受講を開始したものは、同項の申請をすることができる。